

令和6年度答申第71号
令和7年3月10日

諮問番号 令和6年度諮問第92号（令和7年1月17日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 障害者の雇用に係る特例給付金の返還決定に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求については、審査庁において必要な調査検討が尽くされていないから、本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当とはいえない。

理 由

第1 事案の概要

本件は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」又は「処分庁」という。）が、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）に対し、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。令和4年法律第104号（令和6年4月1日施行）による改正前のもの。以下「障害者雇用促進法」という。）51条1項の規定に基づき支給した特例給付金（令和4年度申請分。以下「本件給付金」という。）について、その一部の返還を求める決定（以下「本件返還決定」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

（1）障害者の雇用に係る事業主の責務

障害者雇用促進法37条1項及び2項は、全て事業主は、対象障害者（身体障害者、知的障害者又は精神障害者をいう。以下同じ。）の雇用に

関し、社会連帯の理念に基づき、適当な雇用の場を与える共同の責務を有するものであって、進んで対象障害者の雇入れに努めなければならない旨規定する。

(2) 障害者の雇用義務（障害者雇用率制度）

障害者雇用促進法43条1項は、事業主（常時雇用する労働者（以下単に「労働者」という。）を雇用する事業主をいい、国及び地方公共団体を除く。以下同じ。）は、厚生労働省令で定める雇用関係の変動がある場合には、その雇用する対象障害者である労働者の数が、その雇用する労働者の数に障害者雇用率を乗じて得た数（法定雇用障害者数）以上であるようにしなければならないと規定する。

(3) 特定事業主に雇用される労働者に関する特例

障害者雇用促進法45条の3第1項は、事業協同組合等であって、当該事業協同組合等及び複数のその組合員たる事業主（その雇用する労働者の数が障害者雇用促進法43条7項の厚生労働省令で定める数以上である事業主に限り、障害者雇用促進法44条1項、45条1項、45条の2第1項又は45条の3第1項の認定に係る子会社、関係会社、関係子会社又は組合員たる事業主であるものを除く。以下「特定事業主」という。）の申請に基づいて当該事業協同組合等及び当該特定事業主について同項各号に掲げる基準に適合する旨の厚生労働大臣の認定を受けたもの（以下「特定組合等」という。）に係る障害者雇用促進法43条1項の規定の適用については、当該特定事業主が雇用する労働者は当該特定組合等のみが雇用する労働者と、当該特定事業主の事業所は当該特定組合等の事業所とみなす旨規定する。

(4) 納付金関係業務

障害者雇用促進法49条1項は、厚生労働大臣は、対象障害者の雇用に伴う経済的負担の調整並びにその雇用の促進及び継続を図るため、同項各号に掲げる業務（以下「納付金関係業務」という。）を行う旨規定し、同項1号は、事業主に対する障害者雇用調整金（以下「調整金」という。）の支給、同項1号の2は、対象障害者である特定短時間労働者（短時間労働者（1週間の所定労働時間（以下「週所定労働時間」という。）が、当該事業主の事業所に雇用する通常の労働者の週所定労働時間に比し短く、かつ、厚生労働大臣の定める時間数未満である常時雇用する労働者をいう。）のうち、週所定労働時間が厚生労働省令で定める時間の範囲内にあ

る者をいう。)を雇用する事業主に対する特例給付金の支給、同項10号は、事業主からの障害者雇用納付金(以下「納付金」という。)の徴収について規定し、同条2項は、厚生労働大臣は、納付金関係業務の全部又は一部を機構に行わせるものとする旨規定する。

上記の厚生労働大臣の定めとして、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第3項の規定に基づく厚生労働大臣の定める時間数(平成6年労働省告示第12号)は、短時間労働者について厚生労働大臣の定める時間数を30時間と規定する。また、上記の厚生労働省令の定めとして、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和51年労働省令第38号。令和6年厚生労働省令第74号による改正前のもの。以下「障害者雇用促進法施行規則」という。)16条の2第2項は、特定短時間労働者について、週所定労働時間が10時間以上20時間未満の範囲内である者とする旨規定する。

(5) 特例給付金の支給

障害者雇用促進法51条1項は、機構は、厚生労働省令で定める支給要件、支給額その他の支給の基準に従って障害者雇用促進法49条1項1号の2の特例給付金を支給する旨規定する。

上記の厚生労働省令の定めとして、障害者雇用促進法施行規則16条の2第1項は、特例給付金は、対象障害者である特定短時間労働者を雇用する事業主に支給するものとする旨規定し、同条3項は、特例給付金の額その他必要な事項については、厚生労働大臣の定めるところによる旨規定する。

(6) 納付金関係業務に関する報告の求め

障害者雇用促進法52条2項は、機構は、納付金関係業務に関し必要があると認めるときは、事業主等に対し、必要な事項についての報告を求めることができる(以下同項に基づく調査を「納付金関係業務調査」という。)と規定する。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 特定組合等の認定を受けている審査請求人は、令和4年4月15日、処分庁に対し、所定の「令和4年度障害者雇用納付金申告書、障害者雇用調整金、在宅就業障害者特例調整金及び特例給付金支給申請書」(以下「本件申告・申請書」という。)を提出し、納付金の申告、調整金の支給申請

及び本件給付金の支給申請をした。本件申告・申請書には、「常用雇用労働者の総数」として、令和3年4月から令和4年3月までの各月の人数として「695.0人」から「716.0人」まで及びその合計が「8,477.0人」と、「身体障害者、知的障害者及び精神障害者の合計数」として「196.0人」と、「週労働時間が10時間以上20時間未満の雇用障害者の合計数」として「96.0人」と、「特例給付金の申請額」として67万2000円と記載されていた。

(特定事業主認定一覧(令和3年6月1日現在)、本件申告・申請書)

(2) 処分庁は、令和4年10月11日付けで、審査請求人に対し、上記(1)の支給申請どおりの額の特例給付金(本件給付金)を支給することを決定し、同月21日、支給した。

(障害者雇用調整金在宅就業障害者特例調整金特例給付金支給決定通知書、調整金・特例調整金・特例給付金支給決定総括表)

(3) 処分庁は、令和5年7月24日、審査請求人に対し、納付金関係業務調査(以下「本件調査」という。)をしたところ、本件申告・申請書の記載内容に誤りがあることを把握した。

(令和5年度(令和4年度申告申請分)調整金+特例給付金 算定調査書)

(4) 処分庁は、令和5年8月15日、審査請求人に対し、本件調査の結果を踏まえ、本件申告・申請書における特例給付金の額を修正した令和5年度(令和4年度申告申請分)調整金+特例給付金 算定調査書(以下「本件調査書」という。)を送付した。本件調査書には、調査確認状況として、「週労働時間が10時間以上20時間未満の障害者の数」について、「修正有」及び「A氏、B氏及びC氏が短時間労働者であることが判明。」と、その増減として△30人と記載され、調査結果として、本件給付金の返還すべき金額は21万円と記載されていた。

(障害者雇用納付金関係業務調査 日報・事業主対応記録簿、本件調査書)

(5) 処分庁は、本件調査書に基づき、令和5年10月3日付けで、審査請求人に対し、「令和4年度申請分に係る算定調査書に記載のとおり、雇用障害者数が誤って計上されていたことが判明したため」との理由を付して、令和4年10月21日付けで支給した本件給付金について、21万円の返還を求める決定(本件返還決定)をした。

(特例給付金返還決定通知書)

(6) 審査請求人は、令和5年12月28日、審査庁に対し、本件返還決定を不服として本件審査請求をした。その後、審査庁は、審査請求人に対し、令和6年6月17日付けで審査請求書の補正を求め、審査請求人は、同日付けで、審査請求書を補正した。

(審査請求書、審査請求書の補正について(依頼)、補正書)

(7) 審査庁は、令和7年1月17日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

(1) 処分庁は、本件返還決定の理由を、特定短時間労働者3名(以下「本件対象障害者」という。)が短時間労働者に該当するためとしている。

(2) しかしながら、本件調査の際に以下のような点を審査員に伝えたところ、持ち帰って検討することだったが、何らの考慮もされない結果となった。

ア 本件対象障害者について、短時間労働者に該当するのであれば、調整金の支給対象となり、本件返還決定の額(21万円)を本来受けられるはずの調整金の額で相殺できることから、返還を行わなくても済んだ。

イ 調整金の申請は本件調査以前に締め切られており、調整金と特別給付金は別物との考えのため、考慮することはできないといわれた。

ウ 調整金の支給申請システムにおいて、常用・短時間労働者は入力時点で該当しない者に関しては除外されるようになっているが、特定短時間労働者については除外されるようになっていない(現在は改良されたと聞いている。)

(3) したがって、本件返還決定の取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

1 本件返還決定のみを行い、調整金の支給対象とすることができないとした取扱いについて

審査請求人は、本件対象障害者について、短時間労働者に該当するのであれば、調整金の支給対象となり、返還決定を受けた特例給付金の額(21万円)を本来支給されるはずの調整金の額で相殺できることから、返還を行わなくて済んだ旨主張している。

この点、本件対象障害者は、本件調査によって、障害者雇用促進法施行規

則16条の2第2項に規定する特例給付金の支給要件を満たしていなかったことが判明したものであり、本件給付金のうち、本件対象障害者に係る部分については、特例給付金の支給要件として法律上の根拠がないことから、過大に支給した当該部分を取り消し、返還を求めた取扱いに不合理な点はない。

一方、調整金は、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号。令和5年政令第239号による改正前のもの。）14条において、各年度ごとに、翌年度の初日から45日以内に支給の申請を行った事業主に支給すると規定されており、また令和4年度障害者雇用納付金制度申告申請書記入説明書（以下「記入説明書」という。）には、調整金について、申請期間や、申請期間経過後の増額修正ができないことが記載されている。本件対象障害者に係る調整金の支給を受けるには、同条に規定する支給申請期限までに申請を行う必要があったところ、本件返還決定を行った時点で既に当該期限を超過していたことを踏まえれば、支給する調整金の金額を変更しないこととした取扱いにも不合理な点はない。

なお、納付金関係業務調査に起因する雇用障害者に係る修正については、令和5年度答申第78号において言及されているとおり、調査時の一律の対応として、当初の申請に基づき支給した調整金の額を上回ることにならない範囲で、障害の程度及び離職から在職への修正等の上方修正を認めているが、本件は特定短時間から短時間への雇用区分の修正であり、申請期限を含めた支給根拠が調整金及び特例給付金においてそれぞれ別に規定されていることから、過去の事例のように当初支給した額を上回ることをしない範囲で上方修正を行う対応は認められない。

2 支給申請システムにおいて特定短時間労働者に該当しない者が除外されるようになっていない点について

審査請求人は、調整金の支給申請システムにおいて、常用・短時間労働者は入力時点で該当しない者に関しては除外されるようになっていないが、特定短時間労働者については除外されるようになっていない旨主張している。

この点、令和4年度申告申請においては、マクロ機能付きの申告申請書作成支援シートにより申告申請書を作成する方法であったが、審査請求人が主張するとおり、特定短時間労働者に該当しない者が除外される機能は搭載されておらず、申請者が雇用区分を選択する仕様であった。ただし、同シートにより申告申請書を作成するに当たっては、正しく判断しない例があるため、詳しくは記入説明書を確認するよう、同シートのデータファイルを開いた際

に注意文が表示され、本文を確認して「OK」ボタンを押下した上で作成を開始する仕様としていた。

そもそも調整金及び特例給付金の支給要件については、上記1のとおりであり、審査請求人の主張するシステムの仕様は、本件返還決定を覆す事情に該当するものと認めることはできない。

3 以上により、本件返還決定には違法又は不当な点は認められない。よって、本件審査請求には理由がないから、棄却すべきである。

なお、審理員の意見も、おおむね同旨である。

第3 当審査会の判断

当審査会は、令和7年1月17日、審査庁から諮問を受け、同年2月6日、同月20日及び同年3月6日の計3回、調査審議をした。

また、審査庁から、令和7年1月28日及び同年2月12日、主張書面及び資料の提出を受けた。

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

(1) 一件記録によると、審査請求書の受付（令和5年12月28日）から本件諮問（令和7年1月17日）までに1年以上の期間を要しているところ、特に、①審査請求人に対する2回目の反論書の提出期限（令和6年8月19日）から審理手続の終結（同年11月15日）までに約3か月、②審理員意見書の提出（同月18日）から本件諮問までに約2か月を要している。

このような期間を要した理由について、審査庁は、審理員の業務多忙のため又は諮問書類一式の準備や過去類似事案との整合性の確認に時間を要したためと説明（令和7年1月28日付け審査庁主張書面）するが、これほどの時間を要したことに特段の理由は認められない。

簡易迅速な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法（平成26年法律第68号）の目的（1条1項）を踏まえると、審査庁は、審査請求事件の進行管理方法を改善することにより、事件の手続を迅速に進める必要がある。

(2) 上記(1)で指摘した点以外では、本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件返還決定の適法性及び妥当性について

(1) 特例給付金の支給について

ア 上記第1の1(5)の厚生労働大臣の定めについて、「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第16条の2第3項の規定に基づき厚生

労働大臣が定める特例給付金の額等を定める件」(令和2年厚生労働省告示第2号。以下「令和2年告示」という。)1条は、特例給付金の額は、各年度ごとに、事業主の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に、当該年度に属する各月ごとにその初日におけるその雇用する特定短時間労働者の数(当該年度に属する各月ごとにその初日における障害者雇用促進法43条1項に規定するその雇用する対象障害者である労働者の数を上限とする。)の合計数を乗じて得た額とし、令和2年告示1条1号において、その常時雇用する労働者の数が常時100人を超える事業主について7000円とする旨規定する。令和2年告示2条は、特例給付金は、各年度ごとに、事業主の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間に支給の申請を行った事業主に支給する旨規定し、同条1号において、令和2年告示1条1号に掲げる事業主に係る当該期間は、翌年度の初日から45日以内とする旨規定する。

そして、令和2年告示3条1項から3項までは、特例給付金の支給を受けようとする事業主は、機構が定めた様式による申請書に、機構が定めた様式による報告書を添え、障害者雇用促進法56条1項に規定する納付金に係る申告書及び障害者雇用促進法施行規則15条1項に規定する調整金に係る申請書と同時に提出しなければならない旨規定する。

また、令和2年告示5条は、特例給付金の支給に関し必要な事項は、機構が定める旨規定する。

イ 上記アの機構の定めとして、「常用雇用労働者及び障害者の範囲等を定める件」(令和2年3月27日達第20号。以下「達」という。)2条1項は、週所定労働時間が30時間以上又は1か月の所定労働時間(以下「月所定労働時間」という。)が120時間以上である常用雇用労働者を「短時間以外の常用雇用労働者」と、同条2項は、週所定労働時間が20時間以上30時間未満又は月所定労働時間が80時間以上120時間未満である常用雇用労働者を「短時間労働者」と、同条3項は、週所定労働時間が10時間以上20時間未満又は月所定労働時間が40時間以上80時間未満であり、かつ、達1条1項各号に該当する者(期間の定めなく雇用されている者(同項1号)など)を「特定短時間労働者」とする旨規定する。

そして、達3条1項は、所定労働時間は、労働者の週所定労働時間又は月所定労働時間を雇用契約書又は労働条件通知書等により把握する旨規定

する。

また、達5条1項は、所定労働時間数と実労働時間数において常態的な乖離が認められる対象障害者の雇用区分については、申告等対象期間における各月の実労働時間（以下「月実労働時間」という。）及び月所定労働時間について同項各号に定める措置を講じつつ、これらと比較し、月実労働時間による雇用区分が月所定労働時間による当該区分と異なる月として、申告等対象期間に属する月数の半数以上生じた場合は、月実労働時間により雇用区分を判断するものとし、特定短時間労働者について月実労働時間により雇用区分を判断する場合は、その実労働時間が80時間以上であっても、その雇用区分は特定短時間労働者とする旨規定し、同項1号は、所定労働時間の変更によらず、休日（祝日及びその振替休日並びに年末年始の休日や夏季休暇等就業規則等で勤務しないとされる日）が含まれることにより申告等対象期間における通常のと雇用区分が異なる月が生じた場合にあっては、当該月の月実労働時間が当該月の月所定労働時間以上のときは、所定労働時間が同じである他の月における雇用区分とする旨規定する。

ウ 記入説明書によると、週所定労働時間が一定である障害者に係る具体的な雇用区分の判断手順は、以下のとおりである。

(ア) 週所定労働時間を1か月を4週間として月換算した月所定労働時間及び就業規則等で定められた勤務すべき日数に1日の所定勤務時間を乗じて得た時間（1時間未満は切捨て。以下「月毎の所定労働時間」という。）を把握する。

(イ) 月毎に実際に勤務した時間（月実労働時間、1時間未満は切捨て）を把握する。

(ウ) 雇用区分について、上記（ア）及び（イ）で把握した時間に基づき、月所定労働時間及び月実労働時間がそれぞれ40時間以上80時間未満であれば特定短時間労働者と、80時間以上120時間未満であれば短時間労働者と、120時間以上であれば短時間以外の常用雇用労働者として、以下の手順で確認する。

A 月所定労働時間の雇用区分と月実労働時間の雇用区分の相違を確認し、同じ雇用区分であれば当該月は乖離なしとする。

B 上記Aが同じ雇用区分でない場合、月毎の所定労働時間と月実労働時間の相違を確認し、同じ時間であれば当該月は乖離なしとし、月実

労働時間が月毎の所定労働時間を下回る場合は当該月は乖離ありとする。

C 上記Bにおいて月実労働時間が月毎の所定労働時間を上回る場合、月所定労働時間と月実労働時間の雇用区分の相違を確認し、月実労働時間の雇用区分が月所定労働時間の雇用区分を上回らない場合は当該月は乖離なしとし、上回る場合は乖離ありとする。

D 上記AからCまでにおいて確認した各月の乖離状況から、雇用区分を以下のとおり判断する。

(A) 対象期間のうち乖離が半分に満たない場合は、常態的な乖離がないとして、所定労働時間により雇用区分を判断する。

(B) 対象期間のうち半分以上の月で乖離がある場合には常態的な乖離があるとして、月実労働時間により雇用区分を判断し、月実労働時間が40時間以上の月数が半分を超える場合は特定短時間労働者と、80時間以上の月数が半分を超える場合は短時間労働者と、120時間以上の月数が半分を超える場合は短時間以外の常用雇用労働者と判断する。

なお、所定労働時間の変更によらず、休日（祝日等）が含まれることにより月毎の所定労働時間が短時間労働者であれば80時間に、短時間以外の常用雇用労働者であれば120時間に満たない場合にあつては、月実労働時間が月毎の所定労働時間以上の場合は、それぞれ短時間労働者、短時間以外の常用雇用労働者の雇用区分として取り扱い、月実労働時間が月毎の所定労働時間を下回る場合は、雇用区分が異なるものとして取り扱う。

(2) 特定短時間労働者該当性について

ア 処分庁は、本件対象障害者について、調査の際に書類等を確認した結果、短時間労働者であり、実態としても、いずれも申告申請対象期間（以下「対象期間」という。）である令和3年4月1日から令和4年3月31日（年度途中で退職した者の場合は、対象期間において対象障害者が算定基礎日に算入される月のうち、最後の月。）までの期間のうち、半分を超える月において、月実労働時間が80時間又は月毎の所定労働時間のいずれか低い方（※2月等、カレンダーの都合で所定労働時間が短くなる場合があるため。）を超えており、結果、本件対象障害者の最終的な雇用区分は短時間労働者と判断されたとしている（令和6年7月

2日付け弁明書)。

また、上記第2のとおり、審査庁及び審理員は当該判断に係る意見を示していないので、当審査会において審査庁に対して当該判断に係る見解を確認したところ、審査庁は、記入説明書並びに障害者雇用状況等報告書(Ⅱ)に記載された本件対象障害者に係る月毎の所定労働時間及び月実労働時間を確認した結果、これを妥当であるとしている(令和7年2月12日付け審査庁主張書面)。

イ 個々の障害者に係る雇用区分の判断の手順は上記(1)ウ(ウ)のとおりとされ、まず、月所定労働時間の雇用区分と月実労働時間の雇用区分の相違を確認することとされている(同A)が、事件記録からは本件対象障害者に係る月実労働時間を確認することはできる(障害者雇用状況等報告書(Ⅱ))ものの、達3条1項において雇用契約書又は労働条件通知書等により把握することとされている週所定労働時間又は月所定労働時間を確認することができない。処分庁は、本件調査の結果として、本件対象障害者が短時間労働者であることが判明した(障害者雇用納付金関係業務調査 日報・事業主対応記録簿)とするものの、事件記録にそのことを裏付ける説明や根拠となる資料は含まれていない。

ウ 審査庁は、上記アのとおり、本件対象障害者に係る月毎の所定労働時間及び月実労働時間を確認したとしているが、月所定労働時間と月毎の所定労働時間は概念として異なるものである以上、上記(1)ウ(ウ)の手順に沿って最初に把握すべき月所定労働時間を確認したとはいえないので、審査庁は本件対象障害者に係る特定短時間労働者該当性につき、必要な調査検討を尽くしたとはいえない。

エ なお、審理員意見書の「第4 論点整理」では、本件審査請求の論点として本件返還決定の適否及び審査請求人の主張の適否について判断する必要があるとされている。しかし、同「第5 審理員意見書の理由」では、専ら審査請求人の主張の適否について判断が記載され、本件対象障害者の特定短時間労働者該当性といった本件返還決定の適否について検討された形跡はうかがえない。

審理手続において審査請求人の主張する点のみについて審理を進めることは適切ではなく、審理員は、今後、申請の内容と処分の内容とを確認し、当該処分の適法性、妥当性を検証する必要がある。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求については、審査庁において必要な調査検討が尽くされていないから、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当とはいえない。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委	員	吉	開	正	治	郎
委	員	佐	脇	敦		子
委	員	中	原	茂		樹